

第2回 加賀市歴史的風致維持向上協議会 議事録

1. 日 時 令和2年7月7日（火） 10:00～11:30

2. 場 所 加賀市役所別館2階302会議室

3. 出席者 委員10名

（会長） 馬場先 恵 子

（副会長） 長谷川 孝 徳

西 出 正 光

佐 野 立 子

山 口 隆 治

山 本 一 穂

荒 木 優 子

山 下 幸 則

浅 井 豊 弘（代理 高 橋 雅 憲）

橘 順 吉

オブザーバー1名

鬼 丸 真 希

事務局 9名

加賀市建設部都市計画課、観光推進部文化振興課

4. 次 第

1) 開 会

2) 部長あいさつ

3) 議事

（1）第1章、第2章の修正について

（2）歴史的風致の維持及び向上に関する方針

（3）重点区域の位置及び区域

（4）文化財の保存又は活用に関する事項

（5）歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

（6）歴史的風致形成建造物の指定の方針

（7）歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

4) その他

5) 閉 会

5. 傍聴者など 傍聴者 なし

報道関係 2名

6. 議事内容

◆事務局

本日は、ご多用のところお集まりいただきありがとうございます。

只今より、第2回加賀市歴史的風致維持向上協議会を開会いたします。

委員総数10名中、全員の方にご出席をいただき、「加賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱」第6条第2項の会議成立要件を満たしていることをご報告いたします。

開会にあたりまして、建設部長 嶽野がご挨拶申し上げます。

◆部長

おはようございます。本日はご多忙のなか、加賀市歴史的風致維持向上協議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。私は、今年の4月から建設部に配属になりました嶽野と申します。よろしく願いいたします。

本協議会は、3月12日に第1回を開催しておりますが、それから約4か月の間で、今回の新型コロナウイルス禍のため、世の中が著しく変化しています。本来であれば、今年の5月に第2回を開催する予定でありましたが、今日まで延期せざるを得ない状況となりました。委員の皆様には、ご理解いただきたいと存じ上げます。

加賀市では、今回の新型コロナによる様々な経済対策として、子育て世代への臨時特別給付金や、緊急学生交付金、また、会計年度職員の臨時募集など行っているところです。

本日ご協議いただきます加賀市歴史的風致維持向上計画の策定は、加賀市の経済活動を下支えする土台として、さらに加賀市の自然、歴史、文化、そして暮らしを伝える様々な所産を継承していくため必要不可欠なものであり、加賀市の価値をより深く高めてくれるものと考えております。

また、歴史的風致の継続的な維持向上が、市民一人一人のふるさとへの誇り、そして心の豊かさとなり、加賀市らしい「人づくり」と「地域づくり」を目指すものとなりますよう、委員の皆様におかれましては、様々な視点からのご意見、アドバイスを賜りますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◆事務局

本日は、お手元の資料に基づき、進行してまいります。

まず、資料のご確認をさせていただきます。本日の「次第」、「協議会委員名簿」、「協議会設置要綱」、そして「加賀市歴史的風致維持向上計画の全体の目次」。次に、事前に郵送しました「加賀市歴史的風致維持向上計画の第1章～第8章」、「第1章と第2章の修正事項一覧」です。

不足の資料はございませんでしょうか。

議事に入る前に、今年度から委員を引き受けていただいた方々のご紹介をさせていただきます。委員名簿をご覧ください。

加賀市まちづくり推進協議会連合会会長 山本一穂様です。次に、石川県教育委員会文化財課課長 山下幸則様です。次に、石川県土木部都市計画課課長 浅井豊弘様です。本日は代理出席で高橋雅憲様にご出席いただいております。次に、石川県南加賀農林総合事務所所長 橘順吉様です。そして、オブザーバーの方をご紹介します。国土交通省北陸地方整備局建政部計画・建設産業課課長 鬼丸真希様です。

以上の方々です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、これよりの議事進行を馬場先会長にお願いします。

◆馬場先会長

おはようございます。前は加賀市の歴史的風致の全般についてでしたが、今日は計画の全容ということで、皆さんから様々なご意見をいただけるのを楽しみにしています。本日もよろしくお願いいたします。

議事（１）第１章、第２章の修正について

◆馬場先会長

議事（１）について、事務局より内容の説明をお願いします。

◆事務局

（説明）

◆馬場先会長

議事（１）について、何かご意見・ご質問はございませんか。

◆山口委員

山口玄蕃の表記が多くみられますが、「玄蕃」は通称名で、正式には山口「宗永」です。「玄蕃」の方が地元では馴染みのある名前であることから、用いているのだと思いますが、計画書においては、最初の表記は「宗永」とし、それ以降は「玄蕃」と表記すると注釈を入れた方がよいと思います。

◆事務局

そのように修正します。

◆山下委員

第１章 66 ページ目の「１）日本遺産の認定」について、認定市町は、令和２年６月に更に追加され、現在 48 市町となりました。

また、「２）いしかわ歴史遺産の認定」について、大聖寺の認定は平成 30 年度と記載していただければと思います。

◆事務局

修正します。

◆佐野委員

第2章77ページ目の「2）まとめ」の7行目に「重伝建地区」という「重要伝統的建造物群保存地区」の略称が突然使われる点が気になります。注釈で略称であることを記載する。もしくは、言い回しを代えた方がよいと思います。

◆馬場先会長

前文で「重要伝統的建造物群保存地区」と記載しているので、「この地区」と表記すればよいと思います。

◆事務局

修正します。

議事（2）歴史的風致の維持及び向上に関する方針

（3）重点区域の位置及び区域

◆馬場先会長

議事の（2）、（3）について、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

（説明）

◆馬場先会長

議事（2）、（3）について何かご意見・ご質問はございませんか。

◆山口委員

第3章9ページ目の「（5）加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区保存計画」と「（6）加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区保存計画」は、策定年次からすると、順番が逆だと思います。

また、第4章13ページ目の「景観整備地区」について、①と②は地区であるのに対し、③～⑧は町単位と細かくなっているのは何故ですか。

◆高橋代理

山中の景観整備地区は、県の街路事業に併せて定めたためです。街路事業の完成には長い時間が掛かるため、町単位で少しずつ進めていきました。その結果、景観整備地区も町単位で定めることとなりました。

◆山口委員

景観形成地域の「⑤加賀東谷地区」の様に、町をまとめて一つの地区として定めることはできないのですか。

◆馬場先会長

町毎に景観形成基準が異なるため、一つの地区とすることはできないと思います。

また、これは歴史的風致維持向上計画の中で定めるものではなく、関連計画である加賀市景観計画で定めているものですので、この協議会で修正することはできないと思います。

◆西出委員

大聖寺には多くの民間団体がありますが、第3章1ページ目に記載されているとおり、これらの団体を統括するような組織がないため、それぞれがバラバラに活動しています。そのため、団体の活動が景観に配慮しているのかわからないし、地域住民にその活動を正しく理解されているのかもわからない。一つの基準に基づいて各団体が活動できる体制、あるいは総括する組織づくりを市の方でお願いしたいと思います。

◆事務局

こういった仕組みづくりができるか、考えていきたいと思います。

◆馬場先会長

一つの考え方として、統括してしまったら、その組織の長の考えていることしかやらなくなる恐れがあると思います。在り方は考えていくべきだと思いますが、個々がいろいろな活動をしてまちに貢献してもらえるようになるとよいと思います。各種相談を受けたり、活動にあたり守らなければならないルールを認識してもらったりするための窓口があればよいのではないのでしょうか。

◆長谷川副会長

他市町では、市を事務局として、各団体の会長や委員長が集まる組織をつくっている例があります。その会合で、市がやっていきたいことを示し、各団体それぞれの分野での協力を依頼する。そして、各団体はそれを持ち帰って、それぞれ何ができるかを考える。このような組織をつくると、横の連絡ができます。これができる、市としては、その連絡網でいろいろと協力を求めやすくなるメリットがあります。

議事（４）文化財の保存又は活用に関する事項

（５）歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

◆馬場先会長

議事（４）及び（５）について、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

（説明）

◆馬場先会長

議事（４）及び（５）について何かご意見・ご質問はございませんか。

◆高橋代理

まちづくり活動への支援や助成の事業が挙げられていますが、まちづくり活動に一生懸命に取り組んでいる団体等の表彰もしてはどうですか。既存の表彰制度はないのですか。

◆事務局

現在、まちづくり活動に対する表彰制度はありますが、本計画に関する事業としては記載していません。今後検討していきます。

◆山下委員

第5章2ページの「(5) 文化財の防災に関する方針」について、先般、ノートルダム大聖堂や首里城の火災を受け、文化庁が文化財の防災ガイドラインを策定したので、そのガイドラインの活用を含めて整理し記載してください。

◆事務局

ガイドラインを確認し修正します。

◆山口委員

第5章2ページの(6)「文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針」に関して、加賀市は多くの文化財を有しているが、市民には、ほとんど知られていないのが現状です。何とか普及・啓発できる方法を考えてください。

◆事務局

検討します。

◆高橋代理

県では小学生向けの景観教室を実施しているので、このような制度も活用していただければと思います。

◆馬場先会長

第6章の事業には、すでに手を付けているものもあり、それらは歴史まちづくり法において、この事業を継続していくための補助をもらうという考えでよいですか。

◆事務局

はい。

◆馬場先会長

先ほど意見として出ました文化財の防災、あるいは普及・啓発のための新たな事業は記載できるのですか。

◆事務局

現在記載している事業は、歴史的風致を形成するものとして重要なものを記載しています。今後、具体的な計画を進めるにあたり、防災や普及・啓発の事業が補助の対象となるか選別が必要となりますが、計画に含める余地は残しています。例えば、防災の事業としては、第6条7ページ目の「空地活用整備」のポケットパーク整備の中で、防火水槽を設けることも考えられます。

具体的にどのような事業を行うかは今後検討していきたいと思います。

◆長谷川副会長

第5章4ページ目の「(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画」に「蟻害」と記載されていますが、シロアリ以外の虫にやられていることも多いので「虫害」とするか、あるいは腐朽は主に菌が原因なので、「虫菌害」としたらよいと思います。

◆事務局

修正します。

議事（6）歴史的風致形成建造物の指定の方針

（7）歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

◆馬場先会長

議事の（6）及び（7）について、事務局より説明をお願いします。

◆事務局

（説明）

◆馬場先会長

議事（6）及び（7）について、何かご意見・ご質問はございませんか。

届出不要の行為として挙げられているものは、他法令の指定を受けている建造物で、これらの指定が無い建造物を増改築等する場合、歴史まちづくり法に基づく届出が必要となるということですね。

◆事務局

はい。

◆山口委員

重伝建の届出とは違うのですか。

◆事務局

重伝建とは異なる法律に基づく届出になります。

◆馬場先会長

後々の話になると思いますが、これから歴史的風致形成建造物の指定をしていくのであれば、指定を受けていることがわかるような印を建造物に付けるといったことを検討してはどうですか。

◆事務局

考えていませんでしたが、普及・啓発に一定の効果があると思われますので、今後、検討していきたいと思います。

◆山口委員

指定候補の建造物の所有者から、指定の内諾は得ているのですか。

◆事務局

まだですが、計画の認定申請の前には意思確認を行います。

◆馬場先会長

議事が一通り終わりましたが、計画全体を振り返ってみて気が付いた点などあればお願いします。

◆山口委員

他市町では、計画認定後、どのようにしてまちの賑わい創出に繋げていったのですか。

◆長谷川副会長

例えば、街並み整備をした後のイラストマップ作りがあります。マップは、固いものではなく、おもしろいものが効果的です。岡山県津山市は、B'zの稲葉の出身地なのですが、マップに稲葉の実家の化粧品店や稲葉が高校まで通っていた道などを大きく掲載しています。同じマップに、津山城や歴史的町並みが残る地区などのまちの歴史的な情報を若い人が興味を持つ情報とミックスしていています。そうすることで、街並み整備をした通りに人が流れるようになるという仕掛けです。

他に、高岡市では、新幹線駅から市街地に人を呼び込むため、散策路整備をした事例があります。新幹線駅から市街地にある国宝の瑞龍寺までは、きれいな用水が流れているので、その横を歩けるようにしたものです。どんなによいものがあったても、上手にそこへ誘導するものをつくらないと人はそこに行かないので、ルートを作ってあげる必要があります。

大聖寺の様な江戸時代の町割りが残っており、当時の絵図を持って歩けるまちは貴重です。これを活かしてほしいと思います。屋形船が休止中とのことですが、これは川の浚渫工事をすれば再開できると思います。歴史資産を利活用するのであれば、このようなものを上手に使わないとルートは作れません。

また、街並みからの景観も考える必要があります。高山市では、古い街並みから見えていたNTTなどの鉄塔が景観を阻害していたことから、別の山に移設するなどして、街並みから見える箇所から撤去しました。歴史的な街並みの景観を考えると、このようなことも考えていかねばなりません。撤去が難しいのであれば、色を塗ったり、網を掛けたりするのも一つの手法だと思います。

事業を進めていくと、計画も段々変化していくものです。高岡市も、最初、福岡町は重点区域に入っていませんでしたが、旧北国街道で繋がっており、歴史的な街並みが連坦で残っていることから、

中心市街地からの枝葉のような形で追加しました。他にも、北前船の寄港地であった伏木・吉久地区も中心市街地からの飛び地ですが追加しました。このようにして、計画期間の10年で少しずつ増えていきました。

◆馬場先会長

今後、行政がより一層力を入れてくれるものと期待します。

議事はこれにて終了します。ご審議いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

◆事務局

馬場先会長、ありがとうございました。

今回の議事録は、後日、皆様にご送付いたします。記録内容に、疑義がありましたらご連絡ください。また、次回は10月ごろを予定しておりますので、日程が決まり次第、改めてご案内させていただきます。

それでは、第2回加賀市歴史的風致維持向上協議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。